

令和6年度第2回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年5月7日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	北杵築	渡 邊 幸 雄
護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 6 号	農地法第3条の申請について
議案第 7 号	農地法第5条の申請について
議案第 8 号	非農地証明願いについて

議案第 9 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 10 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 1 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和6年度第2回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時37分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第6号から議案第10号までの5議案35件と報告事項1件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第6号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。番号1番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは、1番について、事務局より説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第6号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア. 所有権の移転 番号1番です。申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農業委員より説明願います。
 委員	4月16日、事務局職員2名、私、譲受人の さんと4名で現地確認をしました。申請地は 区です。 から 方面に向かうと、右側に があります。その先に申請地があります。今回農地法3条の申請が出ています。譲渡人の さんは に住んでおり耕作はできないため、現在でも さんが申請地で耕作をしていました。今後も申請地を さんが耕作します。 さんは遠方のため、 さんに所有権を移転するため今回の申請となりました。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。

	譲受人は以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の農地と併せて引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、1番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第6号」の1番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」の1番については、これを許可することに決めます。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■委員 入室 >
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、管理が困難、経営規模拡大です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月16日、■■■■委員、私、事務局職員2名で現地確認をしました。申請地は■■■■隣の■■■■の東側の下側になります。■■■■の■■■前に北東に向かう幅2mくらいの農道があります。それを200m道なりに進んだ右手になります。譲渡人の■■■さんは高齢で管理が難しくなっていたところ、譲受人の■■■さんが農業規模拡大したいという話ができ、申請となりました。■■■さんは露地ナスを経営していて、現在でも■■■■に作付けしています。今後ハウスを建て、ナス、アスパラを栽培していきたいという旨をお聞きしました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	さんが高齢ということで、さんが買うという形になりました。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、経営規模拡大を図りたい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稻やナスなどを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はナスやアスパラなどを耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、区、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、合計筆の㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせてa。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	4月21日、事務局職員2名、農業委員、私で現地確認をしました。申請地はの信号機を線に入り方面にを目指して2.6km進み、を上り詰めたところを左に入り500m右上です。栗を植えていまして、管理はされております。譲渡人のさんが歳、譲受人のさんが歳。仕事の関係上、管理が難しいということで、歳の叔父さんに贈与という形のようなのです。譲受人は高齢ですが、譲渡人も定年退職後、時々帰ってきて手伝うということのようです。慎重審議よろしく願います。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、説明があった通りですが、案件が出てきたのは地籍調査の際に名義が違っていたことが判明したということです。日頃管理はされております。栗は15年から20年くらいで大きな木になっています。以前から管理していたようですが、名義が違っていたことがわかったということで、今回の申請となりました。何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人は親族関係であり、譲受人は申請地の周辺に居住していること、申請地周辺で栗やミカンなどを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は栗を耕作するとのことです。また、地籍調査の際に

	さんの名義になっていることが判明したため、これまで管理していたさんに名義を移すという形の3条申請になります。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書2ページをお開きください。 番号4番、申請人、譲渡人、区、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、他筆、合計筆の㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせてa。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	4月17日、事務局職員2名、さん、農業委員、私の5名で現地確認をしました。申請地は、前から方面へ1kmほど上り、の看板の10m手前を左折しさんのを通り150m行ったところの左側にあります。元はミカンをしていましたが、その後を畑にしたいということです。慎重審議お願いします。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺で農業を行っている譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稻などを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。申請地は現在遊休状態となっていますが、今後は草刈等の管理をしながら、カボスなどの果樹を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号5番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	4月18日、 委員、私、事務局職員2名、譲受人の さんの5名で現地確認をしました。申請地は、 の目の前です。4か所あります。 さんが市外在住のため 地区の集落営農で耕作してもらっていました。今回、 さんに売買することとなりました。夏はWCSを作付けし、冬は大麦若葉を植えたいということです。よろしくお願いします。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。慎重審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稻やWCSなどの飼料用米、大麦若葉などを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はWCSや大麦若葉を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請人、譲渡人、 、 外 名、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	6番について、 農地委員より説明願います。
 委員	4月17日、 委員、事務局職員2名、合計4名で現地確認をしました。申請地は、 線の の から1kmほど入ったところの 地区というところ。す。 の下をくぐったところにあります。 さんは、 さんと姉弟で、遺産分割をされた後、弟さんに戻されるという形ということです。よろしくお願いします。
議長	6番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、以前から申請地を管理している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人は姉と弟の関係であり、譲受人は申請地の周辺に居住していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水田として管理するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われまます。また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、7番と8番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番8番につきましては関連がありますので一括して説明させていただきます。 番号7番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。以上です。 続きまして議案書3ページをお開きください。 番号8番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。以上です。
議長	7番と8番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月17日、■■■■委員、事務局職員2名、■■■■さん、私の計5名で現地確認をしました。 番号7番は、■■■■線を■■■■方面に向かい、■■■■が左にあり、その隣になります。自宅のすぐ横、現在は家庭菜園として利用されています。今回息子さんに贈与ということで、調べたらここに■■■■があるということがわかったので息子さんに名義を変えるということです。 番号8番です。■■■■隣の自宅から■■■■線に出て、20mほど■■■■方面に進むと左側に小さい■■■■があります。そこを入り、■■筆あります。今回申請の■■筆の間の■■■■に譲渡人の■■■■さんの自宅がありましたが、この方が■■■■に引っ越されました。■■■■の管理を■■■■さんができないということで、いとこの■■■■さんに相談があり、息子さんが一緒に贈与を受けて管理していくことで、今回の申請となりました。
議長	7番と8番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。番号7番については、■■■■として使用しています。字図が入り組んでおり、残っていたということです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	許可基準です。番号7番については親子間、番号8番については親族間で贈与の話がまとまったため、今回の申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は番号7番については自宅のすぐ横で露地野菜を、番号8番については水稻及び果樹を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号7番8番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。以上です。
議長	次に、9番から11番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	番号9番から11番につきましては関連がありますので一括して説明させていただきます。 番号9番、申請人、譲渡人、杵築天満区、杵築市長 永松悟、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、農地として払い下げ、公共事業を活用してお茶園に造成です。 続きまして番号10番、申請人、譲渡人、杵築天満区、杵築市長 永松悟、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、先ほどと同様です。 続きまして番号11番、申請人、譲渡人、杵築天満区、杵築市長 永松悟、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、先ほどと同様です。以上です。
議長	9番から11番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	4月19日、■■■■委員、事務局職員2名、杵築市役所職員、関係者等で現地確認をしました。申請地は、■■■■から■■■■線を■■■■方面へ約15km進み、■■■■手前を右折、約2km行ったところに■■■■等の■■■■があります。その横に■■■■があり、その脇にお茶園としてお茶を植栽をしており、その茶園の中に市の土地が3か所あります。この土地を個人に払い下げということです。ご審議よろしく願います。
議長	9番から11番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。令和4年から申請地周辺を県の公共事業を活用して新たにお茶園として造成しましたが、その際に敷地内に里道が通っていたことが判明したため、市の土地として表示登記を行った後に周辺の農地所有者に払い下げを行う話がまとまったため、今回の申請となりました。

	譲受人はそれぞれ申請地の周辺に居住していること、周辺の自己所有地と併せてお茶園として管理していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の農地と併せてお茶園として利用するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号9番から11番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんほか■名の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 番号12番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	12番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	4月19日、事務局職員2名、農業委員の私と推進委員の■■■■委員と、譲渡人の■■■■さんで現地確認をしました。■■■■の■■■■線に取られ、余った農地です。譲受人の■■■■さんが管理はするということで、柿の木が植わっていましたが、片付けて、焼いていました。あとは経営管理するということで、申請となりました。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する空き家と併せて申請地を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は申請地の周辺に居住しており、申請地周辺で水稻などを耕作していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は露地野菜を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号12番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号13番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、田畑あわせて■■■a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。

議長	13番について、 農業委員より説明願います。
 委員	4月19日、現地確認をしました。申請地は、 から に向かい、 の手前を右折し、800mくらいのところにあります。 という地区の中ほどになります。 さんの自宅の前になります。譲渡人と譲受人は親族関係にありまして、現在地区の人に作ってもらっていますが、今後は さんが耕作するということです。家の近くになるので管理ができると思います。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人と譲受人は親族関係であり、譲受人は以前から申請地周辺で水稻栽培を行っていますので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺農地と併せて引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号13番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、14番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号14番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積はありません。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	14番について、 農地委員より説明願います。
 委員	4月22日、事務局職員2名、 委員、私で現地確認をしました。申請地は より南に行き、 集落より 方面へ行きます。現地は の周りになります。 筆あります。 と になります。 さんが管理が困難なため、 さんが耕作するということで話がまとまりました。よろしく願います。
議長	14番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	只今、 委員から説明があったとおりです。譲受人の さんは 在住ですが、やる気があるようで、大丈夫だと思います。よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する空き家と併せて申請地を管理する譲受人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は新規就農者となりますが、既に農業法人を立ち上げて で農業経営を開始しており、今後は から通いながら順次規模拡大を図っていくとのことで、今回の農地取得に関し

	て、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はさつまいも、ぶどう、枝豆等を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号14番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第6号」の2番から14番について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第6号」の2番から14番について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」の2番から14番については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第7号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書5ページをお開きください。 「議案第7号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]、法人、設立[]年。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、宅地分譲用地（[]区画）として。申請理由、申請地は遊休農地で、今後も耕作の見込みがないことから、宅地分譲用地として整備して土地の有効利用を図りたい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月16日、現地確認をしました。[]から[]方面へ300m進んだ左側に[]があります。その南側、[]方面へ50mほど行ったところになります。この土地は袋小路になっていて、機械等が入ることができない状態で20年以上耕作できなかった土地になります。今回の申請は、隣地の土地開発に伴って、造成して宅地分譲するということで話がまとまったようです。ご審議よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	只今、委員が説明されたとおりですが、現地確認したときは所有者のさんお元気でしたが、急に亡くなりました。
議長	亡くなったのですか。 確認しますので、しばらく休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議長	それでは、再開します。今の案件の処理について、事務局から説明します。
事務局	今の案件につきまして、譲渡人が申請後に亡くなったということで、あまりない案件でありますので、現在、県に確認をしています。処理につきましては、5条許可の申請があがっておりますので、委員の皆さんに転用を認めるかどうか内容を審議していただき、転用許可を出せるということであれば、確認後、事務局で許可書を出すか、再審査するか判断させていただきたいと思います。
議長	今の説明のとおり進めるということで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	それでは、転用の許可を出すか出さないかという判断を皆さんに仰ぎたいと思います。 許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者のさんは、平成25年に父からの相続により申請地を取得しています。父の代から永らく休耕状態となっており管理に困っていました。今回、申請地を宅地分譲用地区画分として造成して、土地の有効利用を図ることでお話がまとまったため申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は雑種地、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は用悪水路にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地筆㎡と、隣接する所有の土地筆㎡と併せて、合計区画分を宅地分譲用地として造成する計画をしています。 工事期間は、令和年月日から令和年月日までの約ヶ月を予定しており、転用は確実に見込めます。 排水計画につきましては、雨水は敷地東側に新たにU字側溝を設置し、南側の市道側溝へ、敷地内排水については市の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。

議長	只今、「議案第7号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第7号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第7号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第8号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 「議案第8号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和48年に住宅用建築用地として売買により申請地を取得したが、住宅を建てることなく現在に至っており、平成10年頃、防草対策として碎石を敷き込んでしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	4月16日、現地確認をしました。申請地は、 を南に50mほど進んだところで、近隣は住宅地に囲まれたところにあります。将来を見越して住宅建築用の土地を取得しましたが、現在は県外に住んでおり、売買する予定にしているそうです。土地は雑草対策で碎石を敷きこんで、駐車場状態になっています。ご審議よろしく願います。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。碎石を敷いております。慎重審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月16日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成22年に父からの相続により申請地を取得しています。前所有者である父が住宅を建築する予定でしたが、都合がつかないまま現在に至っており、平成10年頃からは防草対策のため、碎石を敷き込んでいる状況です。このことにつきましては、土地所有者からの始末書が提出されています 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。

	今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成10年頃までは父が稲を耕作していたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月22日、事務局職員2名、[]農業委員、私、[]さんの関係者の方1名、合計5名で現地確認をしました。申請地は、[]線を[]から[]方面に200m進み、右側に[]があります。そこから山寄りに左折し、そこから150m入ったところです。平成10年頃までは稲を耕作していましたが、管理が困難であるということです。セイタカアワダチソウなど草がかなり生い茂っており、今回の非農地証明申請になったということです。よろしくお願いします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	写真を見ていただくと、奥に家があります。家に行くための道路が細くついています。石垣のところの上側を非農地にしたいということですが、今の時点では草がそこまで伸びてはないですが、夏はすごいと思います。奥の家の方と協議して、草刈りをするなり、管理をするように、ということで別れた次第です。問題はないのですが、奥の家の方から言われたときに、農業委員会が非農地だからいいと言ったからということのないように、と言言っています。後に問題を残すようなことになろうかと思いますが、非農地にすることについては問題ないかなと思います。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月22日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、平成28年に父からの相続により申請地を取得しています。父の代の平成10年頃までは稲を耕作していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号3番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和58年頃までは義父が稲を耕作していたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	申請地は、■■■■から■■■方面に約2km行ったところに■■■■があり、裏に回って10m先に■■■■があり、その反対側の山の方にあります。■■■■と■■■■は、隣にありますが2mほどの段差があります。耕運機を持って行っても高齢の方だと危ないところです。これ以上■■■としては耕作できないと思います。以上、よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、令和4年に妻からの相続により申請地を取得しています。昭和58年頃に申請者の義理の父が稲を耕作していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番と5番につきましては関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	議案書7ページをお開きください。 番号4番及び5番については関連がありますので、一括して説明させていただきます 番号4番、申請者、■■■■、■■■■、持分2分の1、■■■■区、■■■■、持分2分の1。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、他■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。 続きまして番号5番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、他■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和59年頃までは父が米や野菜を耕作していたが、高齢になったこと、管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番と5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月17日、■■■■委員、事務局職員2名と現地確認をしました。先ほど3条で説明した■■■さんと同じところです。■■■さんは■■■■に住んでおり、その周りに申請地があります。■■■さんと■■■さんは姉妹で、相続によって土地を持っていたが、■■■さんが管理をしていたようです。5年ほど前までは野菜を作っていたようですが、■■■さんも高齢となり耕作できなくなったので、最

	近は原野のようになっており、今回申請となりました。今後、地目変更の後、 さんへ譲渡するようです。以上です。
議長	4番と5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	写真を見たらわかるとおり、段々畑になっているので、仕方がないのかなと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成9年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和59年頃までは申請者の父が米・野菜を耕作していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、近くに住む弟の名義に変更する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和49年頃までは祖母が柿やカボスを作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	6番について、 農業委員より説明願います。
 委員	4月19日、事務局職員2名、農業委員の私と 推進委員と申請者の さんと現地確認をしました。申請地は、 から 方面に向かい、 を左折し、 を越え、 の旧道を越え、 を渡ってすぐの の を500mほど 方面に行くとあります。カボスや柿がありましたが切って片付けていました。隣の圃場の持ち主から、木が立っていて影になるのでどうかしてほしいと言われ、片付けています。今後は原野として管理するということです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月19日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和5年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和49年頃までは申請者の祖母が柿やカボスを作っていましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑草が生い茂っている状況です。

	申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて売却予定とのことです。以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをお開きください。 番号7番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和44年頃までは父が家庭菜園としてナスやピーマンを耕作していたが、高齢になったこと、管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	7番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月22日、事務局職員2名、■■■■委員と私で現地確認をしました。申請地は■■■■の近くで、農地にできる状態ではありません。荒れて、山のような状況です。耕作できる状態ではありませんので、よろしくお願いします。
議長	7番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりで、どうしようもない状況です。申請者は私の同級生ですが、この土地は私の覚えている限り、耕作されていた記憶はありません。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、令和3年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和44年頃までは申請者の父が、ナスやピーマンなどの家庭菜園として利用していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、売却するために土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の山林と併せて売却予定とのことです。以上です。
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号8番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和57年頃までは父が家庭菜園として大根やピーマンを耕作していたが、高齢になったこと、管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	8番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	4月22日、事務局職員2名、■■■委員、申請者の■■■さんと私とで現地確認をしました。申請地は、■■■■より■■■■方面に行くと■■■集落があり、その中にあります。 屋敷跡で畑をしていましたが、雑木が生えており耕作できる状態ではありません。よろしくお願いします。
議長	8番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員が説明したとおりで、どうしようもない状態です。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成3年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和57年頃に申請者の父が、大根やピーマンなどの家庭菜園として利用していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、近隣の空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号9番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和35年頃までは祖父が米や野菜を作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	9番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	4月22日に事務局職員2名、■■■委員と現地確認をしました。申請地は、■■■■の近くで、三か所あります。荒れ果てて、農地にはできないような状態です。よろしくお願いします。
議長	9番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員が説明したとおりで、どうしようもない状態です。よろしくお願いします。

議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を4月22日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成28年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和35年頃までは申請者の祖父が米や野菜を作っていましたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、近隣の空き家と併せて売却予定とのことです。以上です。
議長	只今、「議案第8号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第8号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号1番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書9ページをお開きください。 「議案第9号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア.利用権の設定 番号1番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は、田畑あわせて aです。今回、貸人と借人との間で賃借の話がまとまったため、利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻とのことです。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 筆の ㎡です。 相対契約は今回この一件のみとなります。

	番号8番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、 、。対象農地は、 筆、m^2です。 続きまして議案書15ページ16ページをお開きください。 番号1番から6番及び8番の詳細になります。借受人のさんはの認定農業者の方です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は年新規、耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、1番から6番及び8番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」の1番から6番及び8番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」の1番から6番及び8番については、「意見なし」として報告することに決めます。
議長	次に、「議案第10号」の7番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書12ページをお開きください。 番号7番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、 区、。対象農地は、 筆、m^2です。 この土地については令和4年8月第5回総会の議案第25号で審議済みであり、さんと利用権設定を結んでいましたが、耕作を断念したことに伴い、現在は公社が中間保有している土地になります。今回はその残りの期間をが利用権設定を結ぶ計画になっております。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号7番から8番までの合計筆、m^2。貸し手農家数戸、借り手農家数戸。イ.利用権の設定面積は、m^2です。 続きまして議案書14ページをお開きください。 番号7番の詳細になります。借受人は、地元営農組合、利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a当たり円、設定期間は年か月再設定、耕作作物はデコポンとなっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、7番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」の7番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」の7番については、「意見なし」として報告することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< []委員 入室 >
議長	次に、9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書13ページをお開きください。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。 ウ、所有権の移転（公社からの売渡） 番号9番、申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、譲受人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。こちらは農地売買等支援事業による公社売渡となります。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]aです。 以上です。
議長	只今、9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」の9番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」の9番については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決します。
議長	次に、「議案第10号」の10番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、[]委員には退出していただきたいと思います。
	< []委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	番号10番、申請人、譲渡人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、譲受人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]

	、地目、 、地積m^2、他筆、合計筆のm^2。こちらも農地売買等支援事業による公社売渡となります。譲受人の経営面積は、田畑あわせてaです。 今回の大分県農業農村振興公社からの売り渡しは、番号9番から10番までの合計$\text{筆}$$\text{m}^2$。売り手農家数$\text{戸}$、買い手農家数$\text{戸}$。ウ.所有権の移転面積は、$\text{m}^2$です。 以上です。
議長	只今、10番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第10号」の10番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」の10番については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員 入室 >
議長	ここで、先ほどの5条の件について、判断が出ましたので事務局から説明をします。
事務局	先ほどの5条の件ですが、県に確認したところ、死亡した方が出た場合は取扱いがそれぞれあります。譲受人が死亡した場合は原則転用する方がいなくなるので、再度許可申請ということです。譲渡人が死亡した場合は、相続人が確認できれば許可を出していいということです。今回につきましては、譲渡人が亡くなったということで、現段階で相続人が確認できていませんので、今回については取り下げという形で取扱いしたいと思います。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第1号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書17ページをお開きください。 「報告第1号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号1番、申請人、貸人、区、区。申請の土地、大字字、地番地番、地目、地目、地積m^2、合計筆のm^2です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和6年度第2回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 11時29分： 終了 ）